

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作すること、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

なお、令和6年2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力可能となる予定であり、ますます便利になっていきます（お勤め先から税務署にe-Tax等で提出された源泉徴収票が対象となります）。

●問合せ先
総務部税務課



防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス（以下に、記事を掲載しています）をご利用ください。

●訓練実施日時 2月9日（金） 午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。
各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認もお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 （防災ラジオ）	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 訓練放送文 + 下りチャイム音



* Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を
電話で確認できる
音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-2000-5656

※通話料は無料です。
県内の固定電話からのみ利用可能

☎ 0567-521451

※通話料がかかります。
携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。

※おかけ間違えのないようにお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先
総務部総務課





飛島村長選挙立候補予定者説明会のお知らせ

令和6年4月9日任期満了により執行される飛島村長選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

立候補届出用紙等を配布し、記載の仕方や選挙運動に関する説明を行います。

- 日 時 2月20日(火)午前10時
- 場 所 飛島村役場 第4会議室

飛島村長選挙のお知らせ

- 投票日 3月24日(日)
- 期日前・不在者投票について

投票日当日、何らかの用務(村内・村外を問わず、仕事・旅行・冠婚葬祭等)により、投票所で投票ができない方は、期日前・不在者投票ができます。また、指定病院、指定老人ホーム等に入院(入所)されている方も、それらの施設において不在者投票ができます。

- 期 間 3月20日(水・祝)～23日(土)
- 時 間 午前8時30分～午後8時(土曜日でも投票できます)
- 場 所 飛島村役場

●郵便等投票制度について

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投票できる制度があります。ただし身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介護認定を受けている方で、次の方が該当となります。

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能	—	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓	1級から3級まで	—	—
免疫	—	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

●申請方法

該当される方は郵便投票証明書の交付申請をし、選挙期日の4日前(3月20日(水・祝))までに投票用紙等を請求してください。請求は告示日(3月19日(火))前でもできます。

●その他

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方として定められた方(身体障害者手帳および戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級、もしくは特別項症から第2項症と記載のある方)は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た方に投票に関する記載をさせることができます。なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ手続きが必要となりますので、必ず申請をしてください。郵便投票証明書の交付を受けている方でも、有効期限が切れている場合は、再交付の申請が必要です。詳細は、飛島村選挙管理委員会へお問合せください。

●問合せ先 飛島村選挙管理委員会(総務部総務課)

駐車場の舗装工事等を行っています

役場東側駐車場の舗装工事等を行っています。

工事期間中は、駐車場の一部が駐車・通行できませんので、警備員の誘導に従い、駐車・通行してください。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

●工事期間

～2月29日(木)

●場所

飛島村役場東側駐車場

●問合せ先

総務部総務課



有効期限が迫っています

「すこやか商品券」

「飛島村共通商品券」

「物価高騰対策商品券」

いずれの商品券も有効期限は2月29日(木)です。

期日を過ぎますと使用できなくなりますので、まだお手元に商品券をお持ちの方はお早めにご利用ください。

また、取扱店におかれましては、飛島村商工会への換金期限が3月15日(金)となっていますので、期限内に忘れずに換金いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

- ・すこやか商品券に関すること
- ・すこやかセンター内福祉課
- ・飛島村共通商品券に関すること
- ・飛島村商工会
- ・物価高騰対策商品券に関すること

総務部総務課

広報とびしま

配布方法の変更に ついて

本村では、毎月1日に広報紙「広報とびしま」を発行し、各地区の区長を経由するなどして村内の全世帯に配布しています。

この広報とびしまの配布方法が令和6年4月から次のとおり変更となります。

●直接送付

本村からご自宅などへの直接送付を希望される地区においては、宅配事業者による配送になります。

●従来の配布

直接送付を希望されない地区においては、従来通りの配布となります。

※現在、本村からご自宅などに直接送付されている方におかれては配布方法に変更ありません。

●問合せ先

総務部総務課

令和6年能登半島 地震に係る本村の 対応について

令和6年能登半島地震に伴い、本村と友好交流提携を締結している石川県輪島市に支援物資を届けるため、1月9日(火)に毛布やエアマットなどを積んだ車両が飛島村役場を出発し、当日のうちに輪島市へ届けました。

支援物資は輪島市からの要請に基づき、必要とされる物のみとしています。

また、飛島村役場を始め関係施設では、令和6年能登半島地震に対する募金箱を1月5日(金)から設置しています。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社飛島村分区分と各県の日本赤十字社支部、飛島村共同募金委員会と各県の共同募金会を通じて被災者の皆さまに送らせていただきます。

●問合せ先

総務部総務課



助成事業の申請のお知らせ

すこやかセンター内保健環境課では、次の助成事業を行っています。早めの申請をお願いします。

●一般不妊治療費助成

村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され一般不妊治療(ホルモン療法や人工授精など)を受けた治療費の一部を助成します。

令和5年3月～令和6年2月までの治療費

●任意予防接種費用助成

令和5年4月1日～令和6年3月末までに受けた予防接種費用

予防接種名	対象者	助成回数	助成金額 (1回あたり)
おたふくかぜ	1歳から小学校就学前相当年齢	2回	自己負担額
インフルエンザ	65歳未満	13歳未満 2回 13歳以上 1回	2,000円 (上限)
高齢者肺炎球菌	定期接種を終了し、かつ、当該年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方	1回	6,000円 (上限)
带状疱疹	50歳以上	シングリックス(带状疱疹不活化ワクチン) 2回	11,000円 (上限)
		ビケン(水痘生ワクチン) 1回	3,500円 (上限)

●申請期限 3月29日(金)※

※3月30日(土)・31日(日)に予防接種を予定されている方はご相談ください。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



停電お知らせサービスチャットでも通報できます

**カラスの巣を見つけたら
すぐ通報をお願いします**

皆さまのご協力が停電事故を減らします！

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。

木の枝や金属ハンガーなどで作ったカラスの巣が電線に接触すると停電が発生することがありますので、電柱にカラスの巣を発見した場合は、中部電力パワーグリッドまでご連絡ください。

●連絡先

中部電力パワーグリッド(株)
港営業所
☎ 0120-1929-1309

令和6年4月から 陶磁器・ガラス類の捨て方が変わります

令和6年4月から陶磁器・ガラス類を捨てる時は、投棄場またはエコプラザへ搬入していただき、不燃ごみ袋(ピンク)へは入れないようお願いします。



陶磁器
ガラス類

(割れたものも含む)



不燃ごみ袋(ピンク)

投棄場(要申請)
またはエコプラザ

※大型または多量の場合は、許可を取り投棄場へ搬入してください。

※ガラス類には、資源ごみ(ガラスびん)を混入させないようお願いします。

資源ごみ(ガラスびん)

回収できる場所：エコプラザ

※投棄場では回収できません

【参考例】

(乳白色・耐熱ガラスは除く)

- ・飲料びん
- ・飲薬びん
- ・調味料びん

不燃ごみ(陶磁器・ガラス類)

回収できる場所：エコプラザ

投棄場

【参考例】

- ・陶磁器
- ・窓ガラス(サッシ付きは投棄場へ)
- ・ガラス花瓶
- ・ガラスコップ
- ・乳白色のびん
- ・耐熱ガラス
- ・化粧品のびん
- ・割れたびんや陶磁器

♻️混ざればごみ、分ければ資源♻️

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



給付金申請期限のお知らせ

広報やホームページ等でお知らせしてきました、次の給付金の申請期限が2月末までとなっています。本年度、以下の給付金を受け取っていない方で、申請を希望される方はお早めに住民課までご相談ください。

●申請期限が2月末の給付金

・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

対象者：以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

(令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方)

②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します)

③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

対象者：①、②の両方に当てはまる方

(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方

② ■令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等

(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります)であって

■令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●支給額

それぞれ児童1人あたり、5万円

●問合せ先 民生部住民課

令和5年度

新型コロナウイルスワクチン接種
(秋開始接種)について

新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は、3月31日(日)で終了します。

対象者で接種を希望される方は、早めに医療機関へご予約ください。

●接種の対象者

初回接種を終了し、前回接種から3カ月を経過した生後6カ月以上の方

●接種期間

令和5年9月20日(水)～

令和6年3月31日(日)

●接種券について

対象の方には、順次接種券等を発送しました。(本村が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください)

※接種券を紛失、転入等の理由により接種券の発行を希望される方は、窓口・郵送・FAX・電子申請にて接種券発行の手続きをお願いします。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

●接種方法

医療機関における個別接種となります。すこやかセンターでの集団接種は予定していません。

●接種を受ける際の費用

全額公費で行うため、無料です。

引き続き、初回接種についても実施しています。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳しい内容は、村公式ホームページ「新型コロナウイルスワクチン特設ページ」をご覧ください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



村公式ホームページ



犬・猫の避妊と去勢手術費用助成のお知らせ

村内で犬猫を飼養し、避妊・去勢手術を受けさせた方の費用を一部助成します。

令和5年度中に手術をした方が対象です。早めの申請をお願いします。

●補助を受けるための要件

- ・飼い犬については、犬の登録がされていること
- ・当該年度中に手術を受けていること
- ・自らが飼育する犬・猫であること

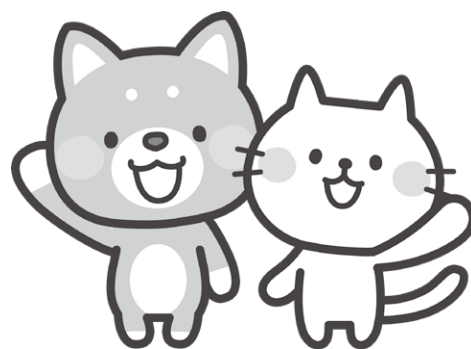
●補助金額

避妊手術(メス)	去勢手術(オス)
犬：3,000円	犬：2,500円
猫：2,500円	猫：2,000円

●申請期限 3月29日(金)

●その他

- ・登録されていない飼い犬は、申請と同時に登録申請を行っていただきます。(手数料3,000円)



●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



低所得世帯支援給付金(追加分)のご案内

国の重点支援地方交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯あたり7万円を支給します。

1. 支給対象

令和5年12月1日時点で本村に住民登録のある世帯のうち、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※次の世帯は対象となりません。

- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税が課税となっている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・租税条約を適用されている方がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から入国した方を含む世帯
- ・既に他市町村から本給付金と同様の趣旨で支給された給付金(7万円)を受給した世帯

2. 支給額

1世帯あたり7万円(1回限り) ※本給付金は法律により差押禁止等および非課税です。

3. 手続き

①本村から低所得世帯支援給付金(3万円)の支給を受け、引き続き本給付金(7万円)も対象となる世帯

⇒「支給のお知らせ」を送付します。「支給のお知らせ」に記載された口座に順次支給しますので、原則、手続きは必要ありません。

※支給口座の変更や給付金を辞退する場合は、手続きが必要です。「支給のお知らせ」に記載された期限までにすこやかセンター内福祉課へご連絡ください。

②支給対象のうち、令和5年1月1日以前から本村に住民登録があり、低所得世帯支援給付金(3万円)の支給を受けていない世帯・本給付金から新たに支給対象となる世帯

⇒確認書を送付します。必要事項を記入して、期限までに返送してください。
返送期限：3月29日(金)(当日消印有効)

③令和5年1月2日以降に日本国内から転入した方を含む世帯・未申告の方がいる世帯
⇒申請書の提出が必要です。未申告の方は住民税の申告をし、支給対象となったうえで申請してください。

申請期限：3月29日(金)(当日消印有効)

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課